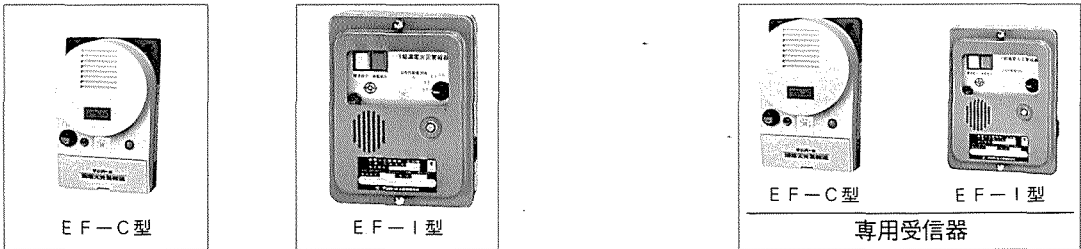


■受信器と変流器の互換性について

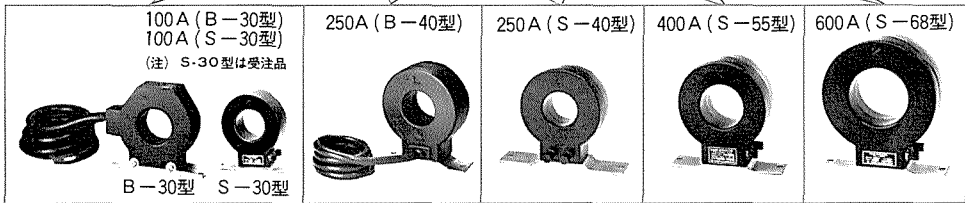
受信器と変流器の組み合わせには互換性がありますので、従来のように製造番号を一致させる必要がなく、任意に組み合わせることができます。

ただし、組み合わせは、指定された型式承認番号を持つものでなければならず、指定型式承認番号以外の製品との組み合わせや、他社製品との組み合わせはできません。

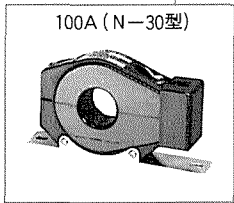
●受信器



●貫通形変流器



●分割形変流器



(注) B型は防水形。S型、N型は防水性能がありません。

■設置対象物一覧表(消防法施行令第22条)

消防用設備等の種類 防火対象物の別			警 報 設 備		消防用設備等の種類 防火対象物の別			警 報 設 備	
			消防法施行令第22条					消防法施行令第22条	
			漏電火災警報器					漏電火災警報器	
			一 般	契約電流				一 般	契約電流
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	延面積 (㎡)	300以上	50 Aを越えるもの	(8)	図書館、博物館、美術館の類	500以上	
	ロ	公会堂、集会場				(9)	イ トルコ浴場、サウナ浴場の類	延面積 (㎡)	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	300以上	ロ		その他の公衆浴場			
	ロ	遊技場、ダンスホール		(10)		車両の停車場、船、航空機の発着場	500以上		
(3)	イ	待合、料理店の類	300以上	(11)		神社、寺院、教会の類	500以上		
	ロ	飲 食 店		(12)		イ 工場、作業所	300以上		
(4)		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	300以上	ロ		映画スタジオ、テレビスタジオ			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所	150以上	(14)		倉 庫	1000以上		
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅		(15)		前各項に該当しない事業場	1000以上		
(6)	イ	病院、診療所、助産所	300以上	イ		特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	〔注〕		
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設又は精神薄弱者援護施設				ロ		上記以外の複合用途防火対象物	
	ハ	幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校		(16の2)	地 下 街	300以上			
(7)		小、中、高等学校、大学、各種学校の類	500以上	(17)	重要文化財、重要美術品等の建造物	全部			

- 〔注〕は、延面積500㎡以上で、かつ特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上。
- 特定防火対象物とは(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イの用途に供するもの。
- 建築物で間柱もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床または天井野縁、もしくは下地を不燃材料および準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する建築物。